

□生徒心得

本校生徒は専門的な知識を有する実践力ある職業人となるため、校則を守り、学校内外において常に本校生徒としての品位を保ち、よき校風の樹立に努めること。そのために、次のことに留意すること。

- (1) 自他の生命の尊さを自覚し、道路交通法や本校交通規程など交通ルールを厳守する。
- (2) 充実した高校生活を送るため、人権を尊重し、互いの人格を認め合う。特に暴力やいじめ等は重大な人権侵害であり、絶対に許さない。
- (3) 積極的にあいさつを交わし、望ましい人間関係をつくる。
- (4) 校時など時間を守り、規律ある集団生活を送る。
- (5) 服装規程に基づいた制服を着用し、本校生徒としての品位を保つ。
- (6) 飲酒、喫煙、深夜徘徊、不健全娯楽場への出入り等、法律や条例で禁止されていることは行わない。
- (7) 男女交際は、互いの人格を尊重し、高校生としての品位と節度を保つ。
- (8) 学校の施設・設備を大切にし、協力して環境美化に努める。

□服装・頭髪規程

服装・頭髪は、常に清潔に保ち、高校生としての誇りと品位を失わないよう心がけること。

■服装規程

登下校を含め、校内では、本校で定められた制服を着用すること。その他の制服（体操服、実習服など）も本校の規定するものとする。

- (1) 男女とも学校指定の制服を着用する。着用期間の基準は次のとおりとする。（気候により変更することがある。）

冬	服	10月1日	～	5月31日
夏	服	6月1日	～	9月30日
合	服	5月	～	10月（適宜）

- (2) 服装は常に清潔を保ち、規程の詳細は次のとおりとする。

- ・男子（冬服）…… 上着・ズボンとも標準型学生服（標準型学生服認証マーク付き）とし、所定の位置に校章・科章等を装着する。ズボンの裾は床に付かない長さにする。ベルトは黒・茶の無地を使用する。
（夏服）…… 上着は本校指定のカッターシャツ（校章付き）とする。ズボンは冬服と同じとする。
- ・女子（冬服）…… 指定のジャケット・スカート（スラックス）とする。スカートの丈は膝が隠れる程度とする。ジャケットの下は指定のセーターのみ許可する。ストッキングはベージュまたは黒とする。
（夏服）…… 上着は本校指定のカッターシャツ（校章付き）とする。スカート（スラックス）は冬服と同じとする。
- ・男女（共通）…… シャツは白のカッターシャツとする。また、ニットセーター（男女）及び冬スラックス（女子）は自由購入となっている。靴下は白・黒・紺を基本とし、華美でないものとする。（ワンポイントの装飾や1本のラインは可）
防寒服は、スポーツ用のものや通学にふさわしいものとし、（ワンポイントは可）校内で着用することは禁止とする。（特に寒い場合は教科担任の許可を得て着用する。）
なお、体調の都合でやむを得ない場合は異装届を提出して許可を得る。

■頭髪規程

頭髪については、次の事項を遵守し、本校生徒としての品位を保つ髪形とする。

- (1) パーマ・染髪・脱色等は禁止する。
- (2) 前髪は自然な状態で目にかからないようにする。男子は襟足が詰め襟やカッターシャツにかからないように、女子は髪が肩にかかるようになったら1つか2つに束ねる。髪止め・ヘアピン・髪を束ねるゴムひも等は黒色系とする。